

第7期大津町障がい福祉計画
第3期大津町障がい児福祉計画
【素案】

令和5年11月
大津町

目次

第1章 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	2
(1) 計画策定の趣旨と背景	2
2 計画の位置づけ	3
(1) 法令等の根拠について	3
(2) 本計画の対象となる方について	3
(3) 計画の位置づけ	4
(4) 計画の期間	4
3 計画の策定体制	5
(1) 住民アンケート調査	5
(2) 団体ヒアリング調査	5
(3) 事業所ヒアリング調査(障害福祉サービス事業所)	5
(4) 事業所ヒアリング調査(一般企業)	5
(5) 策定委員会の実施	5
(6) パブリックコメントの実施	5
4 計画策定にあたって踏まえるべき事項	6
(1) 本計画の国の基本指針について	6
(2) 国の第5次障害者基本計画について	7
(3) 持続可能な開発目標(SDGs)について	8
(4) 「重層的支援体制整備事業」について	9
第2章 本町における障がい福祉の現状	10
1 本町の現状	11
(1) 人口の状況	11
(2) 障害者手帳所持者の状況	12
(3) 就学前における手帳所持者の状況	17
(4) 特別支援学級の状況	17
2 第6期大津町障がい福祉計画・第2期大津町障がい児福祉計画の進捗	18
(1) 障害福祉サービスの提供状況	18
(2) 障害児通所支援の提供状況	25
(3) 地域生活支援事業の提供状況	27
第3章 計画の目標と見込み量について	29
1 計画の成果目標	30
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	30
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	30
(3) 地域生活支援の充実	31
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	32
(5) 相談支援体制の充実・強化等	33
(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	33

2 障害福祉サービスの見込み量と確保方策	34
(1)訪問系サービス	34
(2)日中活動系サービス.....	36
(3)居住系サービス・施設系サービス	38
(4)計画相談支援・地域相談支援	39
3 障害児福祉サービスの見込み量と確保方策	40
(1)障害児通所支援・障害児相談支援	40
4 地域生活支援事業の見込みと確保方策	42
(1)必須事業	42
(2)任意事業.....	44
第4章 計画の推進体制	45
1 計画の推進にあたって	46
(1) 障がい者を支える体制づくり	46
(2) 計画の進行管理	47
(3) 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供	48
(4) 各種関連機関との連携および調整	50

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨と背景

国においては、平成18年12月に障害者権利条約が国連で採択されて以降、平成23年の「障害者基本法」の改正、平成24年の「障害者虐待防止法」の施行など、条約の批准に向けたさまざまな法整備が進められてきました。

また、批准以降にも、平成28年には「障害者差別解消法」「成年後見制度利用促進法」が施行され、平成30年には「児童福祉法」の改正、令和3年には「医療的ケア児支援法」の施行、令和4年には「障害者総合支援法」の改正など、障がいのある人が望む地域生活を叶えるための支援の充実や、地域社会の理解と協力を得るための法整備が進められています。

本町においては、平成14年3月に「心ふれあい、ともに歩むまちづくり」を基本目標に掲げた「大津町障がい者福祉計画」を策定し、障がい保健福祉施策の推進に努めてきました。

また、平成19年3月には、「大津町障がい者福祉計画」に掲げた基本理念等を継承するとともに、障害者自立支援法の施行など社会福祉制度の改革や多様化する障がい者や家族等のニーズに対応するため「大津町障がい者基本計画」を策定し、障がいの有無にかかわらず全ての住民がいきいきと共に暮らすことができるように、ノーマライゼーションの考え方のもとまちづくりを進めてきました。

一方で、住民ニーズの多様化や抱える課題の複雑化、専門性の高い課題など、地域では様々な課題が存在しており、それぞれに合った障害福祉サービス等の提供やきめ細やかな支援が求められています。

このたび、「第6期大津町障がい福祉計画」「第2期大津町障がい児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の趣旨や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たな計画として策定しました。

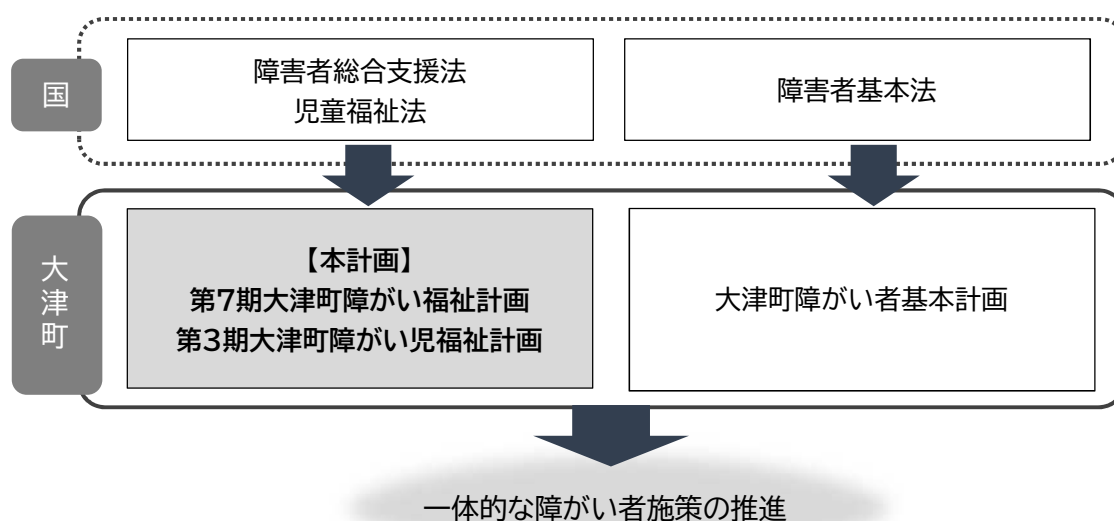
2 計画の位置づけ

(1) 法令等の根拠について

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20第1項に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。

「大津町障がい者基本計画」（障害者基本法第11条第3項）が、本町における障がい福祉全般に関する基本計画であるのに対して、本計画は障害福祉サービスに関する事業計画として位置づけられます。

■計画の位置づけ



(2) 本計画の対象となる方について

本計画の対象となる「障がい者」及び「障がい児」とは、下記の定義となります。

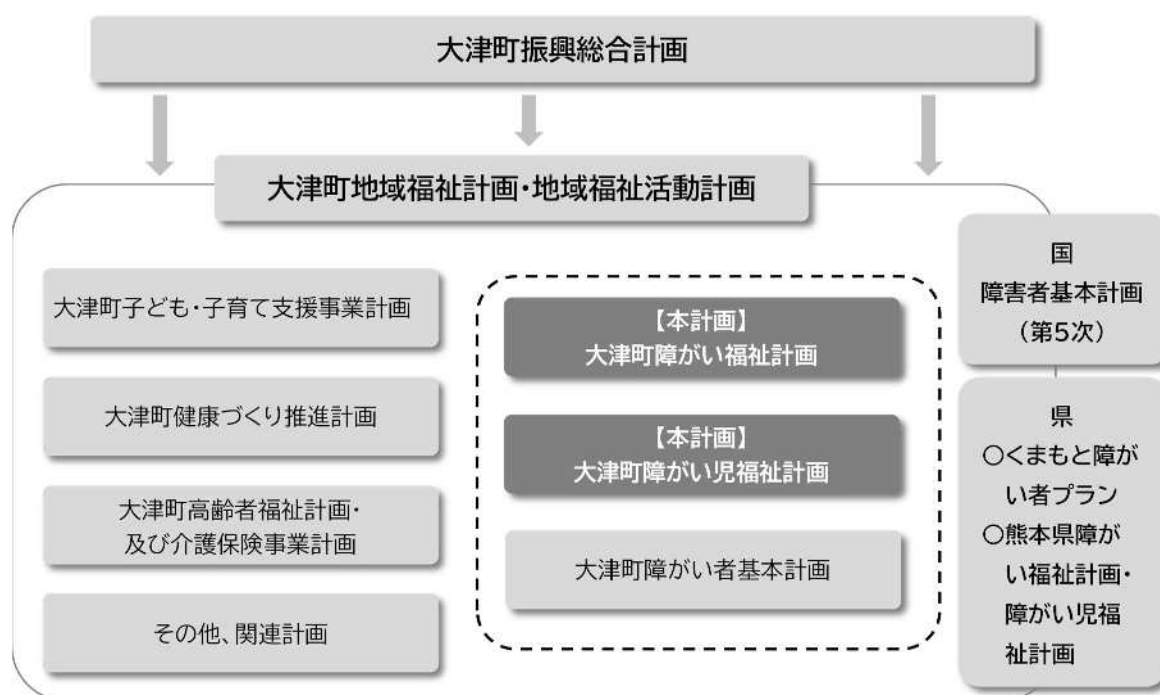
- ・ 18歳以上の身体障がい者
(障害者総合支援法に規定された身体障害者福祉法第4条に規定)
- ・ 18歳以上の知的障がい者
(知的障害者福祉法に規定)
- ・ 18歳以上の精神障がい者
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障がい者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障がい者を除く。))
- ・ 治療方法が確立していない疾病、その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である人で18歳以上である者
- ・ 障がい児
(児童福祉法第4条第2項に規定)

(3) 計画の位置づけ

本計画は、本町のまちづくりの基本方針である「大津町振興総合計画」を最上位計画とします。また、福祉分野の上位計画である「大津町地域福祉計画」を踏まえた計画として、これらの上位計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。

また、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）や熊本県の「熊本県障がい福祉計画（第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画）」等、国・県の関連計画との整合性を図るものとします。

■上位計画や関連計画について



(4) 計画の期間

「第7期大津町障がい福祉計画・第3期大津町障がい児福祉計画」の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年の計画とします。

ただし、計画期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

■計画の期間について

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
障がい者 基本計画	大津町障がい者基本計画			大津町障がい者基本計画					
障がい 福祉計画	第6期計画			【本計画】第7期計画			第8期計画(予定)		
障がい児 福祉計画	第2期計画			【本計画】第3期計画			第4期計画(予定)		

3 計画の策定体制

(1) 住民アンケート調査

町内にお住まいの障害者手帳や障害（児）福祉サービスの受給者証をお持ちの方の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意向などを把握し、計画策定における基礎資料とするために実施しました。

(2) 団体ヒアリング調査

ニーズが増加する障がい児支援に関する現状や課題、今後求められる支援を把握することを目的として実施しました。

(3) 事業所ヒアリング調査（障害福祉サービス事業所）

障害福祉サービス事業所の活動状況や、支援を通じて感じている現状や課題等を把握することを目的として実施しました。

(4) 事業所ヒアリング調査（一般企業）

一般企業における障がいのある人の雇用の状況や課題等を把握することを目的として実施しました。

(5) 策定委員会の実施

学識経験者や障がい者団体、関係機関等によって構成される「**大津町障害福祉計画等策定委員会**」において審議を行い、幅広い意見の集約を行いました。

(6) パブリックコメントの実施

本計画を策定するにあたり、住民の方々よりご意見をいただくために、パブリックコメントを実施しました。

4 計画策定にあたって踏まえるべき事項

(1) 本計画の国の基本指針について

本計画は、国の基本指針（「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」）を踏まえ策定します。第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画策定に向けた新たな基本指針について、主な見直し事項は以下の通りです。

■基本指針見直しの主な事項（一部抜粋）

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障がい者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の創設
- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取り組みの推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充

発達障がい者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障がい者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会における事例検討会議の実施回数等の成果目標の設定

障がい者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取り組み

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

障がい福祉人材の確保・定着

- ・ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障がい福祉サービスデータベースの活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進

障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

(2) 国の第5次障害者基本計画について

本計画は、国の第5次障害者基本計画の趣旨も踏まえ策定します。

■障害者基本計画の概要

I 第5次障害者基本計画とは

【位置づけ】 政府が講ずる障害者のための施策の最も基本的な計画

【計画期間】 令和5年度(2023年度)からの5年間

II 総論の主な内容

①基本理念

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的な障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

②基本原則

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

③社会情勢の変化

1. 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承
2. 新型コロナウイルス感染症拡大とその対応
3. 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現(SDGsの視点)

④各分野に共通する横断的視点

1. 条約の理念の尊重及び整合性の確保
2. 共生社会の実現に資する取り組みの推進
3. 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
4. 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
5. 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取り組みの推進
6. PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

⑤施策の円滑な推進

1. 連携・協力の確保、理解促進・広報啓発に係る取り組み等の推進

III 各論の主な内容(11の分野)

1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
2. 安全・安心な生活環境の整備
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
4. 防災、防犯等の推進
5. 行政等における配慮の充実
6. 保健・医療の推進
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進
8. 教育の振興
9. 雇用・就業、経済的自立の支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興
11. 国際社会での協力・連携の推進

(3) 持続可能な開発目標(SDGs)について

「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals、SDGs)とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2016年から2030年の15年間で達成するために定められた国際目標です。

本町においても、「誰一人として取り残さない」という包括的な視点のもと、全ての人の平等かつ公平な社会参画をめざし、取り組みを進めていきます。

■本計画に関連するSDGsのゴール



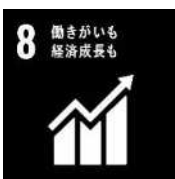
目標3：すべての人に健康と福祉を

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する



目標4：質の高い教育をみんなに

すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



目標8：働きがいも経済成長も

すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する



目標10：人や国の不平等をなくそう

国内および国家間の格差を是正する



目標11：住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする



目標16：平和と公正をすべての人に

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

(4)「重層的支援体制整備事業」について

令和3年度の社会福祉法の改正により、重層的支援体制整備事業が創設されました。この事業が創設された背景として、生活困窮や引きこもり、また、80代の親が50代の子どもの生活を支える「8050問題」や、介護と子育てを行う「ダブルケア」、子どもが家族の介護やケアを行う「ヤングケアラー」といった地域住民が抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が困難な現状があります。

これらを踏まえ、重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、地域住民の支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施するものです。

本町においては、県内でもいち早く、令和4年度に大津町重層的支援体制整備事業実施計画を策定しており、令和4年4月から事業に取り組んでいます。

重層的支援体制整備事業は障がい福祉の分野にも関わりのある事業であり、本計画の中でも、実施計画との整合性を保ちながら関連事業を位置づけ、障害福祉サービス等との効果的な連動を図ることで、大津町全体の福祉の向上をめざすものとします。

■国の示す重層的支援体制整備事業の主な内容



第2章 本町における障がい福祉の現状

1 本町の現状

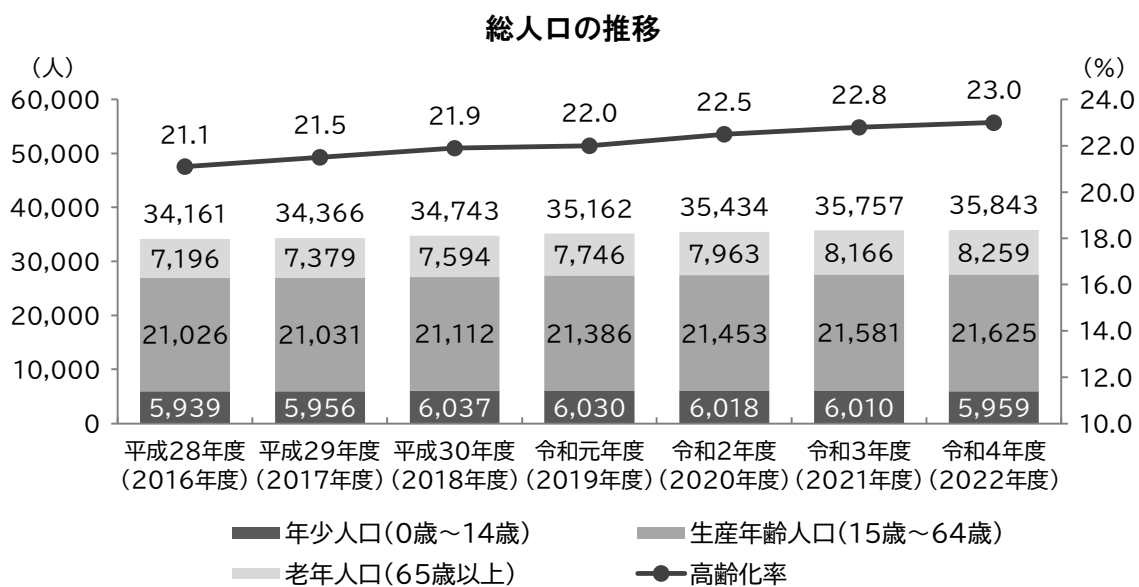
(1) 人口の状況

① 総人口及び年齢3区分別人口の推移

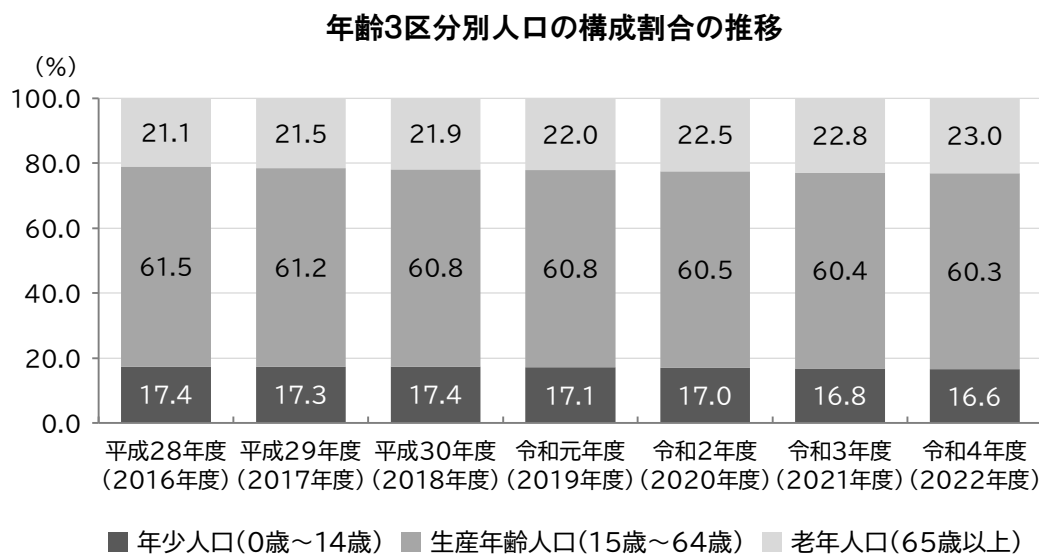
本町の総人口は増加傾向で推移しており、令和4年度には35,843人となっています。

また、年齢3区分別にみると、生産年齢人口及び老年人口が増加している一方、年少人口は平成30年度をピークに減少に転じています。

なお、令和4年度における年齢3区分別人口の構成割合は、年少人口が16.6%、生産年齢人口が60.3%、老年人口が23.0%となっています。



資料：住民基本台帳 各年3月31日現在



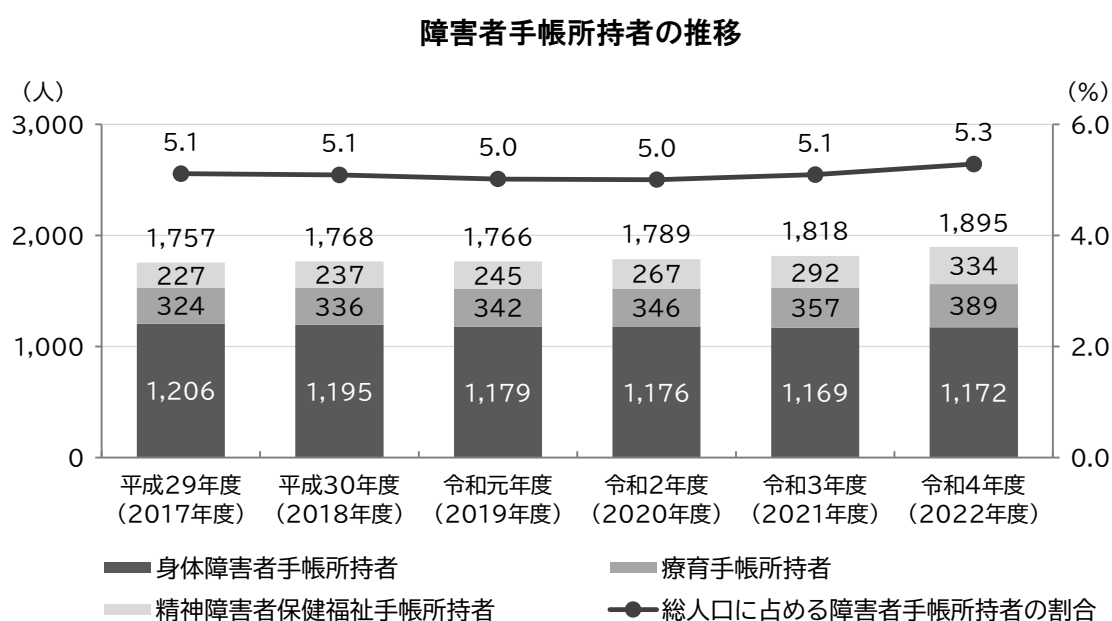
資料：住民基本台帳 各年3月31日現在

(2) 障害者手帳所持者の状況

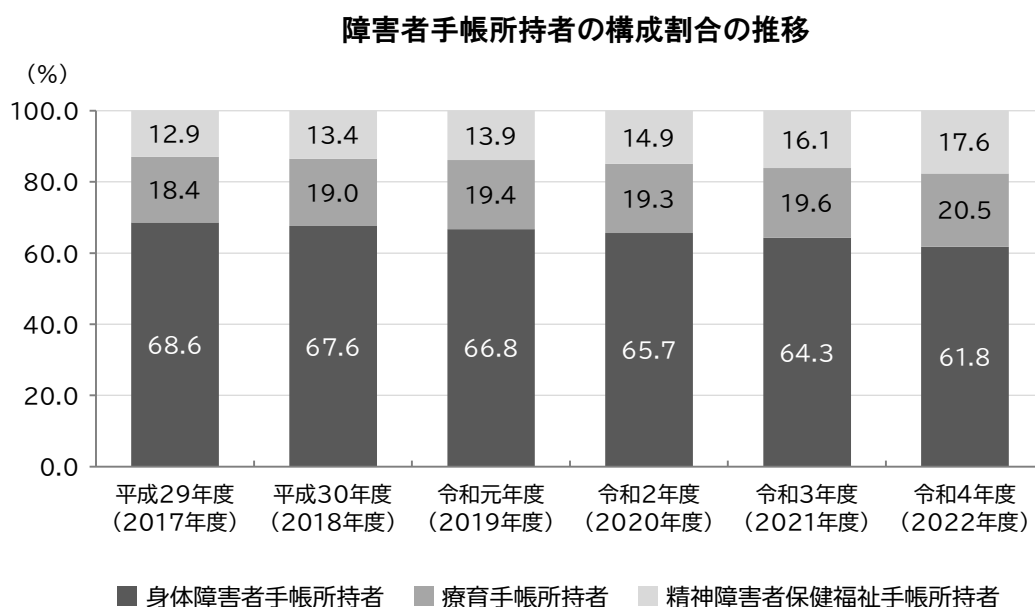
① 障害者手帳所持者の推移

本町の障害者手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和4年度には1,895人となっています。また、総人口に占める障害者手帳所持者の割合は令和4年度で5.3%となっています。

障害者手帳所持者の構成割合をみると、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増加傾向となっており、身体障害者手帳所持者の割合は減少傾向となっています。令和4年度の構成割合は、身体障害者手帳所持者が61.8%、療育手帳所持者が20.5%、精神障害者保健福祉手帳所持者が17.6%となっています。



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

② 身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数（障がい者と障がい児の合計）は減少傾向で推移しており、令和4年度には1,172人となっています。

等級別にみると、令和4年度は1級が375人（32.0%）と最も多く、次いで4級が341人（29.1%）となっています。

障害種別にみると、令和4年度は肢体不自由が550人（46.9%）と最も多く、次いで内部障害が405人（34.6%）となっています。

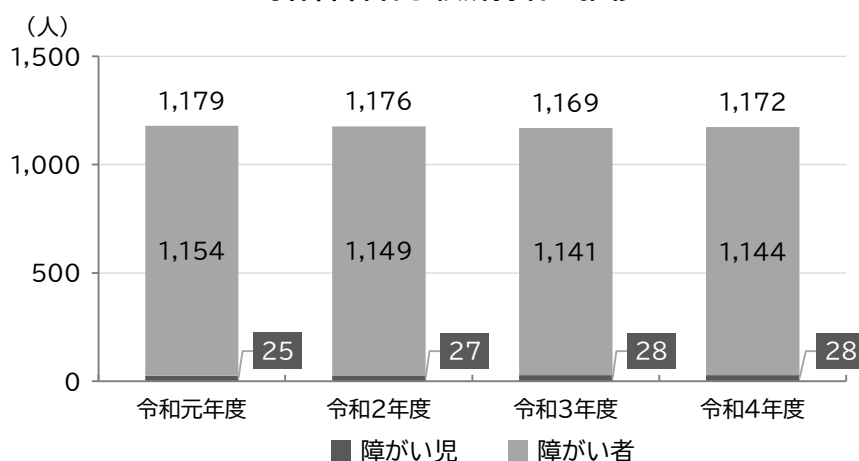
単位：人

		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総 数		1,154	25	1,149	27	1,141	28	1,144	28
等 級 別	1級	348	12	355	10	360	10	365	10
	2級	140	4	139	5	135	6	132	6
	3級	136	4	130	4	125	4	126	4
	4級	353	3	343	4	337	4	337	4
	5級	94	0	97	0	97	0	95	0
	6級	83	2	85	4	87	4	89	4
障 害 種 別	視覚障害	87	0	79	0	77	0	71	0
	聴覚・平衡機能障害	139	6	124	7	121	7	126	7
	音声言語機能障害	20	1	11	1	12	1	12	1
	肢体不自由	573	16	547	16	536	16	534	16
	内部障害	404	5	388	3	395	4	401	4

※障害種別の合計は、重複があるため、総数とは合わない

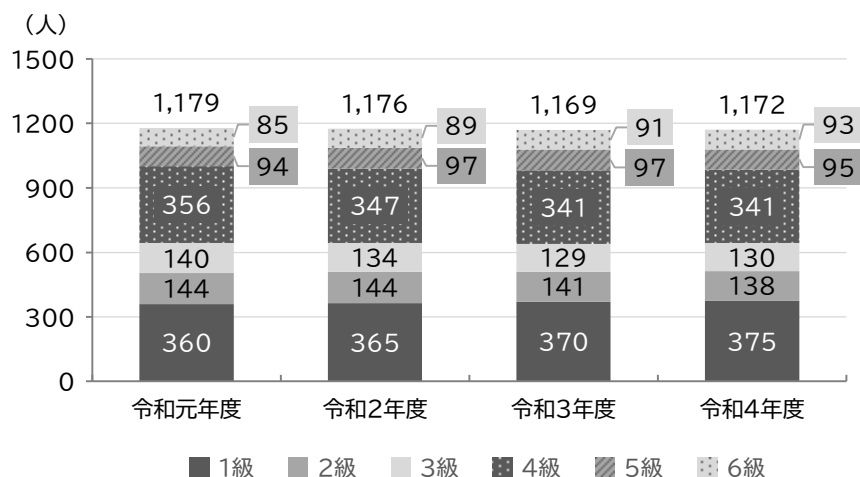
資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

身体障害者手帳所持者の推移

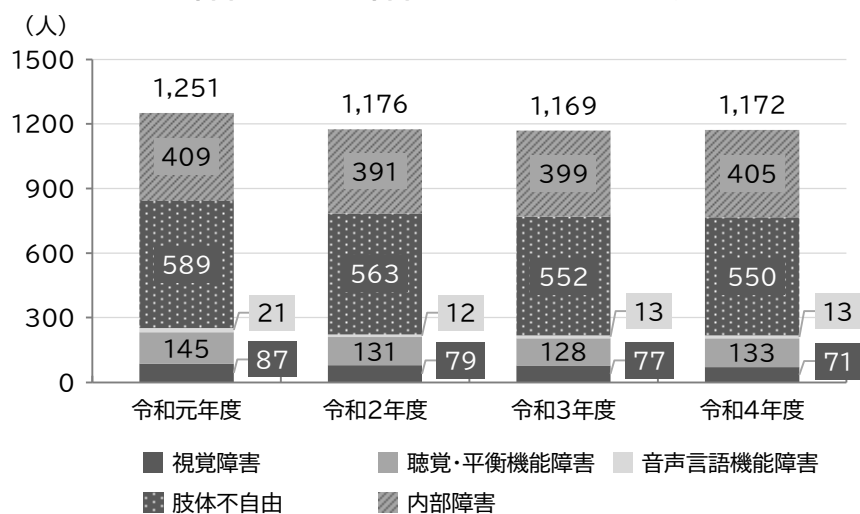


資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

等級別身体障害者手帳所持者の推移

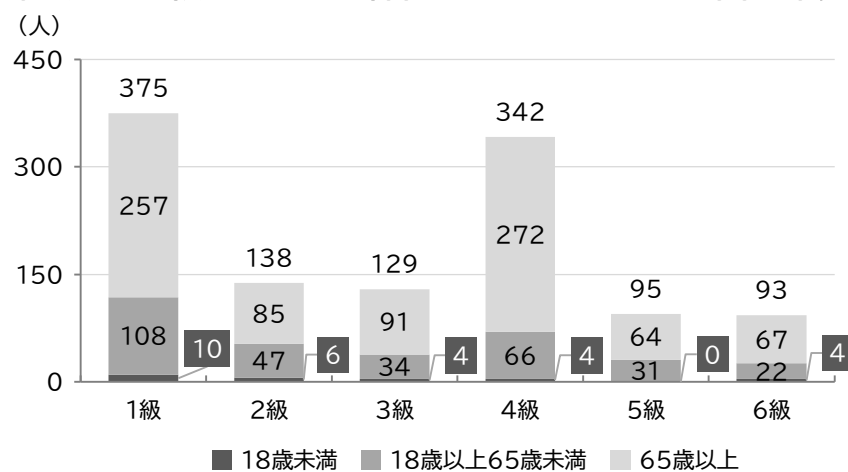


障害種別身体障害者手帳所持者の推移



※障害種別の合計は、重複があるため、総数とは合わない

年齢層別・等級別にみた身体障害者手帳所持者の状況(令和4年度)



資料：大津町福祉課 令和5年3月31日現在

③ 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者数（障がい者と障がい児の合計）は増加傾向で推移しており、令和4年度には389人となっています。

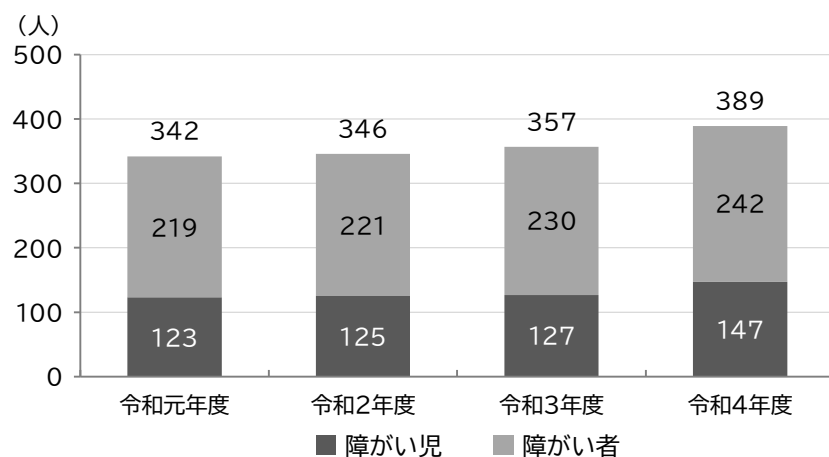
障害程度別にみると、令和4年度はB2が154人（39.6%）と最も多く、次いでB1が107人（27.5%）となっています。

単位：人

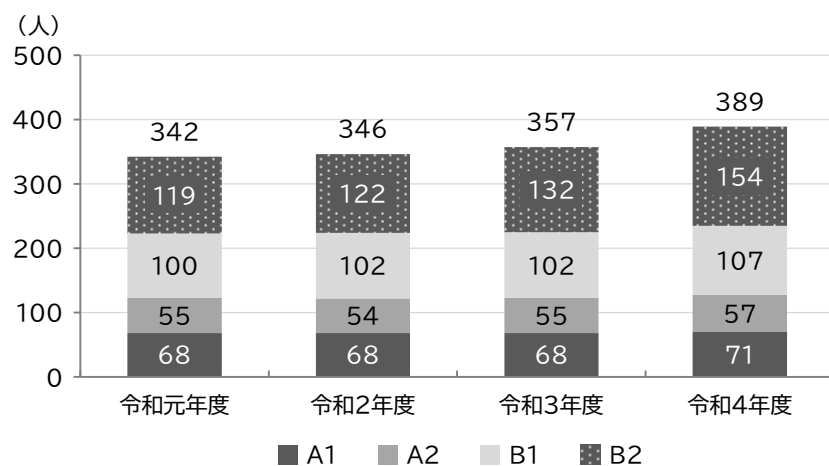
		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児	障がい者	障がい児
総 数		219	123	221	125	230	127	242	147
障害程度	A1	54	14	55	13	56	12	56	15
	A2	45	10	44	10	44	11	45	12
	B1	71	29	72	30	75	27	79	28
	B2	49	70	50	72	55	77	62	92

資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

療育手帳所持者の推移



障害程度別療育手帳所持者の推移



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和4年度には334人となっています。等級別にみると、令和4年度は2級が224人（67.1%）と最も多く、次いで3級が78人（23.4%）となっています。

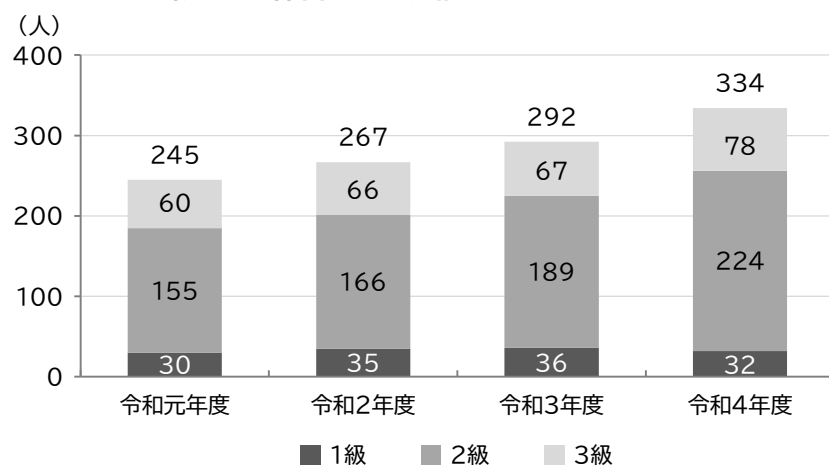
自立支援医療（精神通院医療）利用者は増減を繰り返しており、令和4年度には718人となっています。

単位：人

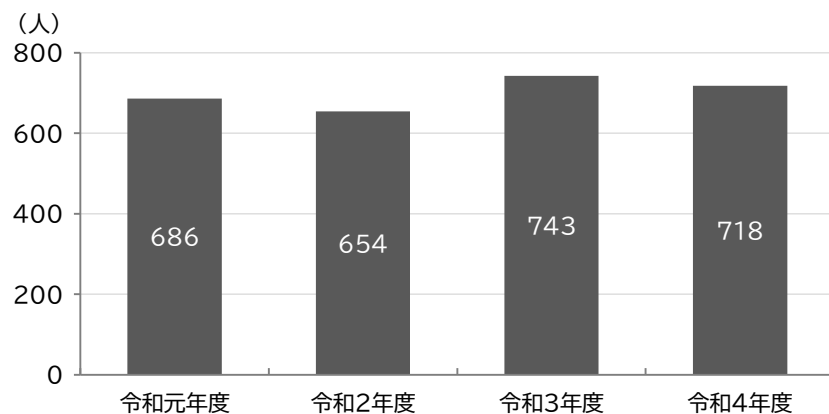
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		障がい者・児	障がい者・児	障がい者・児	障がい者・児
総 数		245	267	292	334
等級別	1級	30	35	36	32
	2級	155	166	189	224
	3級	60	66	67	78

資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



自立支援医療（精神通院医療）利用者の推移



資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

(3) 就学前における手帳所持者の状況

就学前における障がい児の手帳所持者数は増加傾向で推移しており、令和4年度には24人となっています。

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳所持者	4	4	6	5
療育手帳所持者	14	18	17	19
精神障害者保健福祉手帳所持者	0	0	0	0
合 計	18	22	23	24

資料：大津町福祉課 各年3月31日現在

(4) 特別支援学級の状況

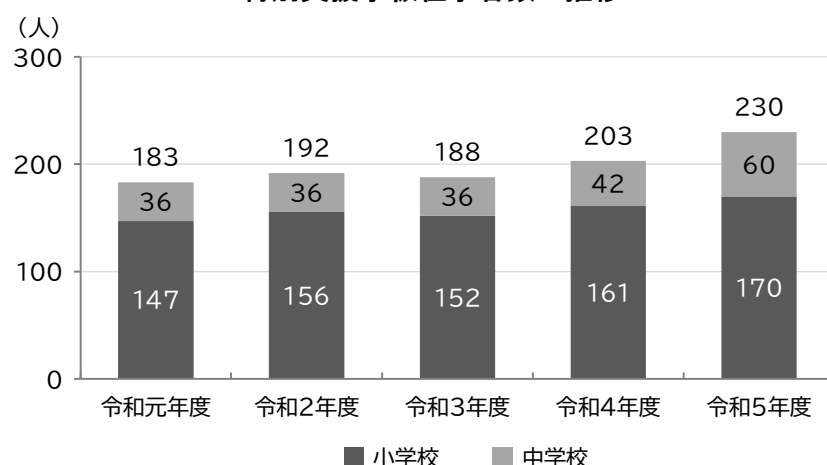
町内小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向で推移しており、令和5年4月1日現在で230人となっています。

単位:人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校	147	156	152	161	170
中学校	36	36	36	42	60
合 計	183	192	188	203	230

資料：大津町学校教育課 各年5月1日現在（令和5年度は令和5年4月1日）

特別支援学級在学者数の推移



資料：大津町学校教育課 各年5月1日現在（令和5年度は令和5年4月1日）

2 第6期大津町障がい福祉計画・第2期大津町障がい児福祉計画の進捗

(1) 障害福祉サービスの提供状況

① 訪問系サービス

【計画と実績の比較】

- ・居宅介護は、令和3年度・4年度と利用者数(実績値)が見込み(計画値)を上回っています。また、支給時間は減少傾向で推移していますが、支給人数は増加しています。
- ・重度訪問介護は、利用はありません。
- ・同行援護は、利用者数(実績値)がほぼ見込み(計画値)通りで推移しています。
- ・行動援護は、利用者数(実績値)が見込み(計画値)を若干下回り、重度障害者等包括支援については、利用がありません。
- ・重度障害者等包括支援は、利用はありません。

【今後の課題】

- ・サービスの安定的な供給や供給量の拡大を図るために、人材の確保や育成が重要となります。
- ・居宅介護は、今後も一定の利用が見込まれるため、利用者のニーズを踏まえて見込み(計画値)を設定し、サービス供給体制を確保する必要があります。
- ・訪問系サービスは、日常生活の自立が進むことが期待されることから、今後も障がいのある人の一人ひとりのニーズに応じてサービスの提供を図る必要があります。

■実績値と計画値の比較

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	時間／月	実績値	629	521	486
		計画値	459	476	493
		達成率	137.0%	109.5%	98.6%
	人／月	実績値	29	30	31
		計画値	27	28	29
		達成率	107.4%	107.1%	106.9%
重度訪問介護	時間／月	実績値	0	0	0
		計画値	25	25	25
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
同行援護	時間／月	実績値	40	49	50
		計画値	48	48	48
		達成率	83.3%	102.1%	104.2%
	人／月	実績値	5	6	4
		計画値	5	5	5
		達成率	100.0%	120.0%	80.0%
行動援護	時間／月	実績値	13	5	9
		計画値	38	38	38
		達成率	34.2%	13.2%	23.7%
	人／月	実績値	1	1	1
		計画値	2	2	2
		達成率	50.0%	50.0%	50.0%
重度障害者等包括支援	時間／月	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
		達成率	-	-	-
	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	0	0	0
		達成率	-	-	-

② 日中活動系サービス

【計画と実績の比較】

- ・生活介護は、利用者数(実績値)がほぼ見込み(計画値)通りで推移しています。
- ・自立訓練(機能訓練)は、令和4年度のみ利用者数(実績値)が見込み(計画値)を上回っています。
- ・自立訓練(生活訓練)は、利用者数(実績値)が見込み(計画値)を下回り、令和5年度は 44.1%の達成率となっています。
- ・就労移行支援は、減少傾向で推移しています。
- ・就労継続支援(A 型)は達成率は減少傾向にあるものの、利用者数(実績値)は増加しています。
- ・就労継続支援(B 型)は、利用者数(実績値)が見込み(計画値)を下回っていますが、利用日数は増加傾向で推移しています。
- ・療養介護は、利用者数(実績値)がほぼ見込み(計画値)に近い数値で推移しています。

【今後の課題】

- ・生活介護は、利用者数や利用量が多く、ゆるやかに増加しており、今後も十分なサービス供給体制の確保を図っていく必要があります。
- ・自立訓練(機能訓練・生活訓練)は、利用意向は高い(令和4年度調査)にもかかわらず、特に、生活訓練において、見込み(計画値)と利用者数(実績値)の乖離が大きく、潜在的なニーズが存在していることがうかがえます。
- ・就労系サービスは、障がいのある方の所得の向上や日中活動の場の充実のためにも重要となります。相談支援事業者及び就労移行支援事業者と連携して、障がい者の就労意欲の高まりに対応した支援体制づくりが必要です。

■実績値と計画値の比較

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	人日／月	実績値	1,482	1,577	1,725
		計画値	1,539	1,558	1,577
		達成率	96.3%	101.2%	109.4%
	人／月	実績値	80	84	85
		計画値	81	82	83
		達成率	98.8%	102.4%	102.4%
自立訓練(機能訓練)	人日／月	実績値	6	13	0
		計画値	6	6	6
		達成率	100.0%	216.7%	0.0%
	人／月	実績値	1	3	0
		計画値	1	1	1
		達成率	100.0%	300.0%	0.0%

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立訓練(生活訓練)	人日／月	実績値	107	78	67
		計画値	152	152	152
		達成率	70.4%	51.3%	44.1%
	人／月	実績値	9	7	5
		計画値	8	8	8
		達成率	112.5%	87.5%	62.5%
就労移行支援	人日／月	実績値	202	170	152
		計画値	182	195	208
		達成率	111.0%	87.2%	73.1%
	人／月	実績値	14	15	9
		計画値	14	15	16
		達成率	100.0%	100.0%	56.3%
就労継続支援(A 型)	人日／月	実績値	969	986	972
		計画値	1,240	1,380	1,540
		達成率	78.1%	71.4%	63.1%
	人／月	実績値	64	67	70
		計画値	62	69	77
		達成率	103.2%	97.1%	90.9%
就労継続支援(B 型)	人日／月	実績値	1,366	1,450	1,531
		計画値	1,350	1,620	1,890
		達成率	101.2%	89.5%	81.0%
	人／月	実績値	88	92	83
		計画値	75	90	105
		達成率	117.3%	102.2%	79.0%
就労定着支援	人／月	実績値	7	8	4
		計画値	2	3	4
		達成率	350.0%	266.7%	100.0%
療養介護	人／月	実績値	10	11	11
		計画値	9	10	10
		達成率	111.1%	110.0%	110.0%

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所(福祉型)	人日／月	実績値	51	40	65
		計画値	174	174	174
		達成率	29.3%	23.0%	37.4%
	人／月	実績値	22	22	14
		計画値	29	29	29
		達成率	75.9%	75.9%	51.7%
短期入所(医療型)	人日／月	実績値	0	21	11
		計画値	10	10	10
		達成率	0.0%	210.0%	110.0%
	人／月	実績値	0	2	2
		計画値	2	2	2
		達成率	0.0%	100.0%	100.0%

③ 居住系サービス

【計画と実績の比較】

- ・自立生活援助は、利用者数(実績値)が見込み(計画値)を上回っています。
- ・共同生活援助(グループホーム)は、利用者数(実績値)が見込み(計画値)を上回り、また利用者数は増加傾向にあります。地域移行の推進等の受け皿としての役割が伺えます。
- ・施設入所支援は、入所待機者が多く、退所者が出てもすぐに次の入所者が決定する状況のため、減少させることが難しい状況です。

【今後の課題】

- ・共同生活援助(グループホーム)は、地域生活の場として重要であり、今後もサービス供給体制の充実が望まれます。
- ・施設入所支援は、計画どおり減少されることが難しい現状がありますが、利用者の地域移行を推進し、地域への移行を図っていく必要があります。

■実績値と計画値の比較

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助	人／月	実績値	3	3	2
		計画値	1	1	1
		達成率	300.0%	300.0%	200.0%
共同生活援助	人／月	実績値	39	43	40
		計画値	36	37	38
		達成率	108.3%	116.2%	105.3%
施設入所支援	人／月	実績値	41	42	42
		計画値	39	37	35
		達成率	105.1%	113.5%	120.0%

※施設入所支援は、本来計画値と同等かそれ以下(つまりは100.0%以下)とならないと、目標の達成にならないことに留意

④ 相談支援

【計画と実績の比較】

- ・計画相談支援は、毎年度利用者数(実績値)が見込み(計画値)を上回っています。
- ・地域移行支援・地域定着支援は、利用がありません。

【今後の課題】

- ・計画相談支援は障害福祉サービスの利用につながる、入り口となる支援であり、ニーズに応じた支援体制の充実が求められます。
- ・地域移行支援・地域定着支援は、施設退所者の地域生活を支援する重要な役割であり、入所施設との連携や事業の周知等により、利用者の確保が求められます。

■実績値と計画値の比較

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人／月	実績値	62	64	82
		計画値	56	59	62
		達成率	110.7%	108.5%	132.2%
地域移行支援	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
地域定着支援	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%

(2) 障害児通所支援の提供状況

① 児童発達支援

【計画と実績の比較】

- ・児童発達支援は、現段階の見込みとしては、令和5年度は利用者数(実績値)が見込み(計画値)を下回りますが、令和3年度・令和4年度は利用者数(実績値)が見込み(計画値)を上回っています。
- ・医療型児童発達支援は、利用がありません。
- ・放課後等デイサービスは、本町でも最も増加が顕著な事業の1つであり、毎年度、利用者数(実績値)が見込み(計画値)を上回り推移しています。
- ・保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援は、利用者数(実績値)が見込み(計画値)を上回り推移しています。
- ・障害児相談支援は、ほぼ見込み通りで推移しています。

【今後の課題】

- ・児童発達支援と放課後等デイサービスについては、今後も十分なサービス供給体制の確保を図っていくとともに、障害児相談支援により適切な利用促進を図っていく必要があります。
- ・支援を必要とする医療的ケア児のニーズに対応するため、医療型児童発達支援の供給体制の確保・連携に努めます。
- ・保育所等訪問支援は、令和4年度以降増加が顕著であり、十分なサービス供給体制の確保を図る必要があります。
- ・障害児相談支援はサービスの利用につながる、入り口となる支援であり、ニーズに応じた支援体制の充実が求められます。

■実績値と計画値の比較

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人日／月	実績値	805	853	847
		計画値	735	840	945
		達成率	109.5%	101.5%	89.6%
	人／月	実績値	103	107	89
		計画値	105	120	135
		達成率	98.1%	89.2%	65.9%
医療型児童発達支援	人日／月	実績値	0	0	0
		計画値	6	6	6
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
	人／月	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
放課後等デイサービス	人日／月	実績値	1,914	2,288	2,367
		計画値	1,674	1,788	1,896
		達成率	114.3%	128.0%	124.9%
	人／月	実績値	231	248	241
		計画値	279	298	316
		達成率	82.8%	83.2%	76.3%
保育所等訪問支援	人日／月	実績値	9	28	32
		計画値	8	9	10
		達成率	112.5%	311.1%	320.0%
	人／月	実績値	9	28	23
		計画値	8	9	10
		達成率	112.5%	311.1%	230.0%
居宅訪問型児童発達支援	人日／月	実績値	3	6	4
		計画値	2	2	2
		達成率	150.0%	300.0%	200.0%
	人／月	実績値	1	2	1
		計画値	2	2	2
		達成率	50.0%	100.0%	50.0%
障害児相談支援	人／月	実績値	92	104	114
		計画値	96	104	112
		達成率	95.8%	100.0%	101.8%

(3) 地域生活支援事業の提供状況

① 必須事業

- ・日常生活自立支援事業（必須事業）は、排泄管理支援用具を除いて、すべて利用件数（実績値）が見込み（計画値）を下回っています。
- ・移動支援事業は、利用者数（実績値）は、ほぼ見込み（計画値）通りとなっており、利用時間（実績値）は見込み（計画値）を上回っています。

■実績値と計画値の比較

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
日常生活用具給付等事業 介護訓練支援用具	件／年	実績値	1	2	2
		計画値	5	6	7
		達成率	20.0%	33.3%	28.6%
日常生活用具給付等事業 自立生活支援用具	件／年	実績値	8	0	4
		計画値	8	8	8
		達成率	100.0%	0.0%	50.0%
日常生活用具給付等事業 在宅療養等支援用具	件／年	実績値	6	2	0
		計画値	6	6	6
		達成率	100.0%	33.3%	0.0%
日常生活用具給付等事業 情報・意思疎通支援用具	件／年	実績値	7	7	2
		計画値	9	9	9
		達成率	77.8%	77.8%	22.2%
日常生活用具給付等事業 排泄管理支援用具	件／年	実績値	295	303	404
		計画値	285	285	285
		達成率	103.5%	106.3%	141.8%
日常生活用具給付等事業 住宅改修費	件／年	実績値	0	0	0
		計画値	1	1	1
		達成率	0.0%	0.0%	0.0%
移動支援事業	時間／月	実績値	72	78	82
		計画値	58	58	58
		達成率	124.1%	134.5%	141.4%
	人／月	実績値	6	6	6
		計画値	7	7	7
		達成率	85.7%	85.7%	85.7%

② 任意事業

- ・日常生活自立支援事業（任意事業）は、すべて利用者数（実績値）が見込み（計画値）を下回っています。

■実績値と計画値の比較

種類	単位	達成率	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	人／年	実績値	0	0	1
		計画値	12	12	12
		達成率	0.0%	0.0%	8.3%
日中一時支援事業	人／年	実績値	25	19	20
		計画値	492	504	516
		達成率	5.1%	3.8%	3.9%
自動車運転免許取得助成事業	人／年	実績値	1	2	8
		計画値	24	24	24
		達成率	4.2%	8.3%	33.3%
自動車改造費助成事業	人／年	実績値	0	3	5
		計画値	24	24	24
		達成率	0.0%	12.5%	20.8%

第3章 計画の目標と見込み量について

1 計画の成果目標

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 国の指針

■福祉施設の入所者の地域生活への移行における国の指針

項目	内容
地域移行者数	令和4年度末時点の施設入所者数の <u>6%以上</u> が地域生活へ移行することを基本とする。
施設入所者数の削減	令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から <u>5%以上</u> 削減することを基本とする。

② 本町の目標設定

■福祉施設の入所者の地域生活への移行における本町の目標設定

項目		数値	内容
実績	施設入所者数 (令和4年度末)	42人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標	地域移行者数 (令和8年度末)	3人	令和4年度末の全施設入所者数のうち、グループホーム等へ移行する人数
	施設入所者数の削減 (令和8年度末)	0人	令和4年度末の全施設入所者数から減少する人数

※施策入所者数の削減について、国の基本指針を下回る目標を設定するのは、現在も入所待機者が多くおり、退所者が出てもすぐに次の入所者が決まる状況であり、現実的に削減することが困難なため上記の目標を設定しています。

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における国の基本指針と本町の目標

(※国の基本指針通りに成果目標を設定)

項目		令和8年度 目標値
精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数		325.3 日以上
精神病床における早期退院率		
入院後3か月後		68.9%以上
入院後6か月後		84.5%以上
入院後1年後		91.0%以上

(3)地域生活支援の充実

① 国の指針

■ 地域生活支援の充実における国の基本指針

項目	内容
地域生活支援拠点等の充実	令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備も可能)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
強度行動障害を有する者への支援体制の整備	令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備(圏域での整備も可)を進める。

② 本町の目標設定

■ 地域生活支援拠点等有する機能の充実における本町の目標設定

項目		令和8年度 目標	内容
目標	地域生活支援拠点等の充実	-	令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備(町内または圏域)する。
		年1回以上	コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。
	強度行動障害を有する者への支援体制の整備	実施	令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備(町内または圏域)を進める。

※地域生活支援拠点等の整備については、圏域で既に設置済みなので、今回新たな目標として設定はしません。

(4)福祉施設から一般就労への移行等

① 国の指針

■福祉施設から一般就労への移行等における国の指針

項目	内容
一般就労への移行者数	福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
就労移行支援事業	就労移行支援事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とする。
就労継続支援A型事業	就労継続支援A型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.29倍以上とする。
就労継続支援B型事業	就労継続支援B型事業は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とする。
就労移行支援事業所の割合	就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする。
就労定着支援事業利用者	就労定着支援事業は、令和3年度の利用者の1.41倍以上とする。
就労定着支援事業所の割合	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする。

② 本町の目標設定

■福祉施設から一般就労への移行等における本町の目標設定

項目		令和3年度末 実績	令和8年度末 目標	基本指針
目標	一般就労への移行者数	3 人	6 人	1.28 倍以上
	うち、就労移行支援事業	2 人	3 人	1.31 倍以上
	うち、就労継続支援A型事業	0 人	1 人	1.29 倍以上
	うち、就労継続支援B型事業	1 人	2 人	1.28 倍以上
	就労移行支援事業所の割合(※)	－	50%	5 割以上
	就労定着支援事業利用者	7 人	10 人	1.41 倍以上
	就労定着支援事業所の割合(※)	－	70%	2 割 5 分以上

(※)就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所の割合のこと。

(※)就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合のこと。

(5)相談支援体制の充実・強化等

① 国の指針

■相談支援体制の充実・強化等における国の指針

項目	内容
相談支援体制の確保	令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等の役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。
協議会の活性化	協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保する。

② 本町の目標設定

項目	数値	内容
目標	実施	基幹相談支援センターの設置
		基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置
	実施	協議会の設置
		協議会等を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

① 国の指針

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における国の指針

項目	内容
障害福祉サービス等の質の向上	令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する。

② 本町の目標設定

■障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築における本町の目標設定

項目	数値	内容
目標	実施	障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発
	実施	相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修の推進

2 障害福祉サービスの見込み量と確保方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスとは、ホームヘルパー等が障がい者等の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うものをいいます。

■事業の概要

サービス種別	事業の概要
居宅介護	ホームヘルパーを派遣し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する支援を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障がい若しくは精神障がいにより常時介護を要する障がいのある人に対し、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等家事並びに生活等に関する支援や、外出時における移動中の介護等を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がいのある人等に外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等、外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動に困難を有する障がいのある人等で、常時介護を要する人に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護等、行動する際の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がいのある人等であって、介護の必要性が高く、意思疎通を図ることが難しい人に対し、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、自立訓練、就労移行支援等を包括的に行います。

■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績 見込み	計画値(見込み)		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
居宅介護	人／月	29	30	31	30	30	30
	時間／月	629	521	486	600	660	720
重度訪問介護	人／月	0	0	0	1	1	1
	時間／月	0	0	0	25	25	25
同行援護	人／月	5	6	4	6	6	6
	時間／月	40	49	50	48	48	48
行動援護	人／月	1	1	1	2	2	2
	時間／月	13	5	9	20	20	20
重度障害者等包括支援	人／月	0	0	0	0	0	0
	時間／月	0	0	0	0	0	0

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

確保方策について

訪問系サービスは、コロナ禍からのニーズの回復や、障がいのある人やその介助者の高齢化や人口増加の影響もあり、需要が増えることが予想されます。自立支援協議会などにより、事業者相互の連携を支援し、情報の共有や現場のニーズの集約が求められます。

また、サービス供給量の拡大を図るためには、人材の確保や育成が必要となります。実際に所定の研修の課程を修了する必要があるため、また、研修により従事する者の知識や技能の向上が期待できるため、県等が開催する養成に関する研修などへの積極的な参加を促します。

また、事業所と連携し、外国人人材など、多様な人材の発掘にむけた情報提供や就労相談の充実を図るとともに、保育事業にて行っている「大津町保育体制強化事業補助金交付」等も参考に、本町独自の補助金の支給等含め、支援を検討します。

さらに、必要に応じて介護保険と障害福祉のサービスを1つの事業所で提供できる「共生型サービス」の参入を働きかけます。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスとは、主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

■事業の概要

サービス種別	事業の概要
生活介護	障がい者支援施設等において、常時介護を要する人に対し、日中の入浴、排せつ及び食事等の介助等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	主に身体障がいのある人に対し、理学療法や作業療法等の身体的リハビリテーションや身体機能の維持、回復等の支援を実施します。
自立訓練(生活訓練)	主に知的障がいまたは精神障がいのある人に対し、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等の支援を実施します。
就労移行支援	企業等への就労を希望する障がいのある人に対し、生産活動、職場体験や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓、就職後の職場定着支援等を行います。
就労継続支援(A型)	企業等に就労することが困難な障がいのある人に対し、雇用契約に基づき、生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援(B型)	年齢や体力面等で一般就労が難しい障がいのある人に対し、雇用契約を結ばずに、就労の機会を提供し、知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がいのある人について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援(就労アセスメント)を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労を支援します。
療養介護	病院において医療を必要とし、常に介護を必要とする障がいのある人に対し、日中の機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の支援を行います。
短期入所 (福祉型、医療型)	介護者の病気やその他の理由により、短期間、夜間も含め、障がい者支援施設、共同生活援助(グループホーム)、宿泊型自立訓練施設等で入浴や排せつ、食事の介護その他必要な支援を行います。障がい者支援施設等において実施する福祉型と、病院、診療所等において実施する医療型があります。

■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人／月	80	84	85	86	87	88
	人日／月	1,482	1,577	1,725	1,720	1,740	1,760
自立訓練(機能訓練)	人／月	1	3	0	5	5	5
	人日／月	6	13	0	25	25	25
自立訓練(生活訓練)	人／月	9	7	5	8	8	8
	人日／月	107	78	67	120	120	120
就労移行支援	人／月	14	15	9	17	18	19
	人日／月	202	170	152	204	216	228
就労継続支援(A型)	人／月	59	58	47	64	67	70
	人日／月	969	986	972	1,088	1,139	1,190
就労継続支援(B型)	人／月	88	92	83	92	101	111
	人日／月	1,366	1,450	1,531	1,656	1,818	1,998
就労定着支援	人／月	7	8	4	10	15	20
就労選択支援	人／月	-	-		0	0	1
療養介護	人／月	10	11	11	13	14	15
短期入所(福祉型)	人／月	22	22	14	25	25	25
	人日／月	51	40	65	150	150	150
短期入所(医療型)	人／月	0	2	2	3	3	3
	人日／月	0	21	11	45	45	45

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

確保方策について

自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、アンケート結果でも利用意向が高く、需要に応じたサービスを提供するため、事業所とも連携しサービスの提供拡大を図ります。

就労系サービスについては、コロナ禍でも利用が落ちこまず、長年増加傾向が続いており、今後も利用が増えることが予想されます。一般就労の促進にむけても、自立支援協議会やハローワークなど関係機関と連携し、企業等に対して、障がい者雇用の理解促進、職場定着支援等の働きかけを行います。また、事業所への優先発注や業務委託を通じて、事業所の受注の機会を拡大し、賃金等向上を支援し、安定した事業運営を図ります。

短期入所については、コロナ禍の影響もあり、近年利用が減少傾向にありましたが、アンケート結果では緊急時の預かり先やレスパイトケアとしての利用意向も高く、需要の回復や増加も見込まれるため、事業所と連携し、受け入れ態勢の確保を図ります。

(3) 居住系サービス・施設系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービスなどを利用します。

■事業の概要

サービス種別	事業の概要
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人／月	3	3	2	5	6	7
共同生活援助 (グループホーム)	人／月	39	43	40	50	54	58
施設入所支援	人／月	41	42	42	42	42	42

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

確保方策について

自立生活援助や共同生活援助は、地域移行への支援策や親亡き後の生活の場として、重要な事業であり、熊本県障がい者福祉施設整備費補助金等の情報提供を行い、参入を促進します。

なお、施設入所支援は、前述の通り、退去者が出てもすぐに次の入居者が決定する状況のため、見込みのとおり現状維持とします。

(4) 計画相談支援・地域相談支援

相談支援とは、障がい者等、障がい児の保護者または障がい者等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

■事業の概要

サービス種別	事業の概要
計画相談支援(サービス等利用計画作成)	障害福祉サービスの支給決定を受けた障がいのある人で、計画的な支援を必要とする人に対し、指定相談支援事業者から「指定相談支援」(サービス等利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整、契約援助、モニタリング等)を行います。
地域相談支援(地域移行支援)	入所施設や病院に長期入所している障がいのある人等が、地域での生活に移行するための準備に必要な支援を行います。
地域相談支援(地域定着支援)	居宅でひとり暮らしをしている障がいのある人等で、夜間等も含む緊急時における連絡・相談等の必要な支援を行います。

■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	62	64	82	93	105	118
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	0	0	0

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

確保方策について

計画相談支援は障害福祉サービスの利用につながる、入り口となる支援であり、ニーズに応じた供給体制の充実が求められます。

障がい者基幹相談支援センターを中心に、各事業所が適切なサービス等利用計画が作成できるよう、連携強化や助言を行うとともに、相談支援事業所との連携を促進し、情報の共有・検討を行い、相談支援に携わる人材の専門性を高めるとともに、困難ケースの対応などを通じて地域の課題の集約などを図り、充実した相談支援体制を構築します。

また、地域移行支援・地域定着支援においては、障がい者基幹相談支援センターにて、地域移行に向けた普及啓発に取り組むとともに、事業所等と連携し、地域生活を支えるための体制の充実に努めます。

3 障害児福祉サービスの見込み量と確保方策

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

■事業の概要

サービス名	内容
児童発達支援	小学校就学前の障がい児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
放課後等デイサービス	学校(小学校から高等学校まで)に通学中の障がい児に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所や幼稚園などを利用中または、今後利用を予定している障がい児に、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出が著しく困難な障がい児に対し、居宅を訪問して児童発達支援の提供を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下での支援が必要であると認められた未就学の児童に、児童発達支援及び治療を行います。
障害児相談支援	児童福祉法の障害児相談支援の対象者に、障害児支援利用計画を作成し、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整や、一定期間ごとの計画の見直し(モニタリング)を行います。

■実績と見込み

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人/月	103	107	89	105	110	115
	人日/月	805	853	847	1,050	1,100	1,150
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	1	1	1
	人日/月	0	0	0	5	5	5
放課後等デイサービス	人/月	231	248	241	250	250	250
	人日/月	1,914	2,288	2,367	2,500	2,500	2,500
保育所等訪問支援	人/月	9	28	23	29	38	49
	人日/月	28	61	32	58	76	98
居宅訪問型児童発達支援	人/月	1	2	1	5	5	5
	人日/月	3	6	4	15	15	15
障害児相談支援	人/月	92	104	114	126	139	153

確保方策について

障害児通所支援の事業の多くは、近年利用者数の増加が続いており、特に、保育所等訪問支援と放課後等デイサービスの増加が顕著となっています。

地域性、専門性を考慮したうえで、必要に応じて広域でも連携しながら、できる限り身近な圏域で質の高いサービスを供給できるよう、事業所との連携を促進するとともに、利用者及び家族の状況等を勘案して必要な支給量を確保するように努めます。

4 地域生活支援事業の見込みと確保方策

地域生活支援事業は、総合支援法第77条に基づき、自治体が地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものです。生活上の相談、手話通訳者等の派遣、日常生活用具の給付、ガイドヘルパーの派遣など、多種にわたり、自立した日常生活や社会生活を営むことができるようすることが目的です。

地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施が可能であることから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に対応した事業や実施体制を随時検討していきます。

(1) 必須事業

■事業の概要

サービス種別	事業の概要
理解促進研修・啓発事業	障がい特性をわかりやすく解説するとともに、理解を深めるための研修・啓発・広報活動等を行うものです。
自発的活動支援事業	障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。
相談支援事業	障がい者本人やその家族・保護者・介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言・権利擁護のために必要な援助を行うものです。
成年後見制度利用支援事業	知的障がい者または精神障がい者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費及び報酬を助成するものです。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度の後見等の業務を行うことができる法人を確保できる体制の整備や、市民後見人の活用を含む法人後見活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。
意思疎通支援事業	聴覚障がい者に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣し、コミュニケーションの円滑化を図るものです。また、手話通訳者を設置し、市役所の手続きなどにおける聴覚障がい者の相談支援事業などのコミュニケーションを円滑に行うものです。
日常生活用具給付等事業	日常生活上の便宜を図るため、在宅の障がい者等に必要な用具を給付するものです。
手話奉仕員養成研修事業	手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、聴覚障がい者の自立した日常生活または社会生活を営むための支援者を養成するものです。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者に外出のための支援を行うものです。
地域活動支援センター	基礎的事業では、創作活動、社会との交流の促進などの事業を行います。機能強化事業では、専門員の配置による相談事業や地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施するものです。

■見込み量

サービス名	単位	実績		実績 見込み	見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施の有無	-	-	-	-	-	-
相談支援事業（※）	箇所	0	1	1	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	-	実施	実施	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施の有無	-	実施	実施	実施	実施	実施
成年後見制度利用支援事業	人／年	1	0		1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	-	-		-	-	-
意思疎通支援事業							
手話通訳者派遣事業	件／年	101	86		105	110	115
要約筆記者派遣事業	件／年	0	0		1	1	1
手話通訳者設置事業	人／年	1	1		1	1	1
日常生活用具給付等事業							
介護・訓練支援用具	件／年	1	2	2	5	5	5
自立生活支援用具	件／年	8	0	4	10	10	10
在宅療養等支援用具	件／年	6	2	0	10	10	10
情報・意思疎通支援用具	件／年	7	7	2	10	10	10
排泄管理支援用具	件／年	295	303	404	444	487	535
住宅改修費補助	件／年	0	0	0	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業※養成講習修了人数	人／年	0	3		5	5	5
移動支援事業	時間／年	866	934	978	1,057	1,143	1,236
	人／年	72	78	72	75	78	82
地域活動支援センター	箇所	1	1	1	1	1	1
	人／年				15	15	15

※実績見込みは令和5年4月から9月の実績から算出

確保方策について

必要としている人に支援が届くよう、利用の実績、人口増加を踏まえ、各事業の充実を図るとともに、広く住民への制度周知を進めていきます。中でも、移動支援事業の需要は、今後もさらに増加することが見込まれており、余暇活動等や社会参加、外出機会の提供のためにも、供給体制の充実に努めます。

また、日常生活に使用する用具が滞りなく支給できるよう、提供事業者と町が連携し適切な支給に努めます。

(2) 任意事業

■事業の概要

サービス種別	事業の概要
訪問入浴サービス	入浴が困難な身体障がい者の生活を支援するため、訪問による居宅での入浴サービスや送迎による施設での入浴サービスを提供します。
日中一時支援	障がい者などに日中における活動の場を確保し、障がい者などの家族の就労を支援するとともに、一時的な休息の機会を確保します。
自動車運転免許取得・改造助成	自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。また、自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

■見込み量

サービス種別	単位	実績		実績見込み	計画値(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス	人／月	0	0	1	1	1	1
日中一時支援	人／月	25	19	20	30	30	30
自動車運転免許取得助成事業	人／年	1	2	8	6	6	6
自動車改造費助成事業	人／年	0	3	5	6	6	6

第4章 計画の推進体制

1 計画の推進にあたって

(1) 障がい者を支える体制づくり

障がいのある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保やこれらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築と地域全体で障がい者を支える体制づくりが求められていることから、地域の社会資源のネットワークを構築、強化することが重要になります。

このため、菊池圏域（菊池市、合志市、大津町、菊陽町）の相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、雇用関係機関、当事者団体などの代表者で構成される菊池圏域地域自立支援協議会を設置しています。

この自立支援協議会は、町や相談支援業者が直面した課題や新たに把握されたニーズについて関係機関やサービス事業者、医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題として情報を共有し、改善・解決していくための協議の場となる組織です。

自立支援協議会がその役割を果たすために相談支援における現行のプロセスを調整し、専門部会と相談支援会議を設け社会資源の整理・調整と開発に向けて関係者間の連携を図っていきます。

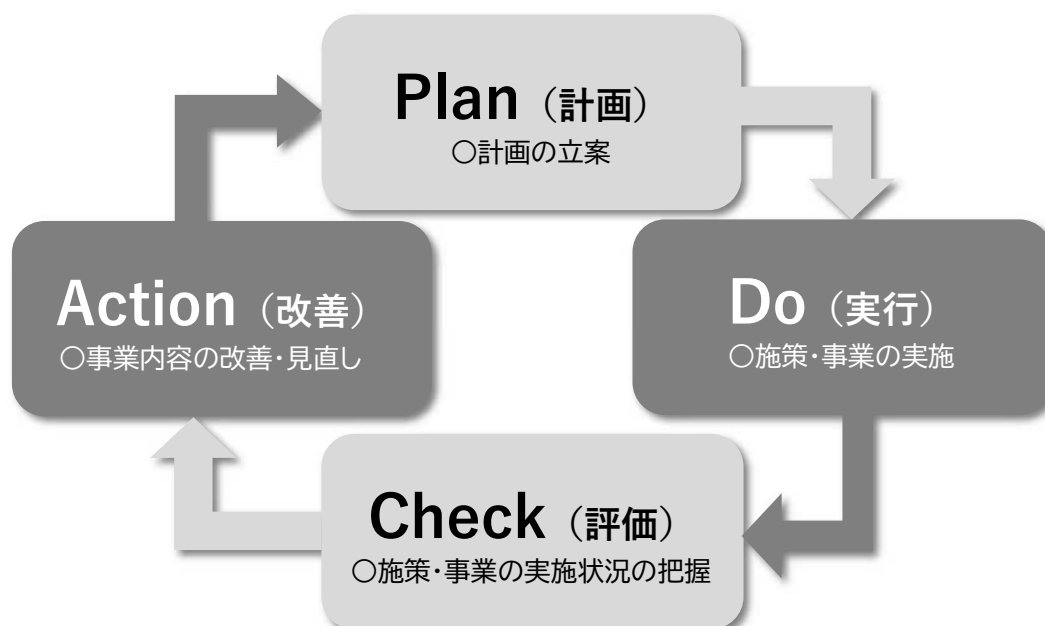
(2) 計画の進行管理

本計画を着実に進めていくため、計画の進行管理については、計画の策定（Plan）、計画に基づく取組（Do）、その達成状況を定期的に把握し、点検・評価したうえで（Check）、その後の取組を改善する（Action）、一連のPDCAサイクルにより行います。

本計画の進行管理については、庁内関係各課や住民、関係団体による評価、意見を踏まえ、国の社会福祉制度改革の動向も見極めながら、「菊池圏域地域自立支援協議会」において推進体制の整備と計画の周知と進行管理、評価などを行っていきます。

また、社会情勢の変化、各種制度、法令の改正などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

■本計画におけるPDCAサイクル



(3) 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供

①障害支援区分の認定

障害支援区分認定調査の公平性の確保

障がいのある人がサービスを利用するにあたって、町が「障害支援区分認定調査」を行います。

「障害支援区分認定調査」は、障がいのある人を「福祉サービスが必要な状態にあるかどうかを一定の基準により確認する行為」で制度の根幹をなす非常に重要な事務です。

「障害支援区分認定」は調査の内容に大きく左右され、利用できるサービスの種類等にも影響を及ぼすことから、質の高い調査員を確保する必要があります。

今後とも調査結果の統一性を確保するため、調査員の研修等により調査項目のチェック、基準の平準化を図ります。

審査会

「障害支援区分認定調査」の内容に基づき、町で「一次判定」が、審査会で「二次判定」が行われます。

「一次判定」は、認定調査の結果を国が配布する一次判定用ソフトウェアを導入したコンピュータに入力し、判定します。

「二次判定」は、一次判定結果、概況調査（サービス利用状況）、特記事項及び医師意見書を揃え、審査会に判定を依頼します。

審査会の委員は、障がい保健福祉の学識経験のある人で、中立かつ公正な立場で審査ができる人を任命します。

認定調査と同様に審査判定の公平性に十分留意し、判定基準の平準化を図ります。

②サービス利用計画の作成

障害福祉サービスの利用が必要だと認められる人については、相談支援専門員がサービス利用計画を作成し、サービス提供事業者などにサービス利用の調整や契約援助などを行います。サービス利用計画の作成には、中立や公平性を確保し、利用者主体のサービス提供が行われる体制を確立しなければなりません。

③サービスの質の確保

障害者総合支援法では、「指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うこと、その他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。」とされています。

各種関係機関で連携をとりながら、質の高いサービスが確保され、提供できる体制づくりを推進します。

④苦情処理システムの確

障がいのある人は、町が決定した障害支援区分の認定や支給決定に不服のある場合、県に設置された障害者介護給付等不服審査会に審査請求ができることになっています。

さらに、自立支援協議会や町の窓口などでも対応できるようにします。

⑤障害者総合支援法についての幅広い広報

住民に対して、障害者総合支援法に基づく新しい制度についての十分な広報を行うとともに、各種サービスについても理解を深めてもらうように努力します。

具体的には、以下のような広報活動を行います。

- ・広報紙や町のホームページを活用し、随時、障害者総合支援法の最新情報を提供し、必要に応じてパンフレットなどを作成し、配布します。
- ・障がいのある人の各種団体、民生委員児童委員、各種ボランティア団体などのあらゆる組織と連携し、障がい者施策に関する情報や説明を行います。

⑥情報ネットワークの構築

地域住民の健康と生活の支援のためには、保健・医療・福祉の各分野の情報を統括し、「必要な人に、必要な情報を、タイムリーに」提供できる体制づくりが必要です。

今後は行政と各関係機関、住民一人ひとりが質の高い情報を共有する総合的な情報ネットワークの構築を目指します。

⑦人材の確保

質の良いサービスを中長期的に安定して供給していくために、相談支援事業従事者の資質の向上、NPOやボランティア団体などの育成と支援に努めます。

(4) 各種関連機関との連携および調整

①菊池圏域地域自立支援協議会による支援等

菊池圏域地域自立支援協議会を、地域ネットワークの中核として整備し、サービス事業者との必要な情報の共有や交換、サービス提供についての調整を行います。

特に、町内の事業者間の連携については、定期的な会合を継続して開催していくことで情報を共有し、課題解決に向けて取り組みます。

②地域の各関連機関・関連団体との連携

障がい者関係団体及び当事者団体、医師会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、ボランティア団体、老人クラブなど地域におけるあらゆる関係団体との連携を強化し、これら地域の関係団体間のネットワークの構築に努め、地域全体で支え合う住民参加型社会の実現に努めます。

③医療機関との連携

医療機関に対しては、障がい福祉に対する理解と協力を得ながら、積極的に各種施策を展開します。

④行政内部での関係部署との連携体制

障害福祉サービスに対するさまざまなニーズに適切に対応するためには、保健・福祉・医療の各施策の調整を図り、これらのサービスが総合的に機能するシステムの構築が不可欠です。

今後も、福祉課を中心に、関連する各部署との連携体制を確立し、計画推進に係わる関係部門との連携を強化して、すべての人にやさしく、住みやすい地域づくりに努めます。